

(現 行)

「ナウキャスト地震情報の実用化に関する検討委員会」運営要領

(目 的)

第 1 条 「ナウキャスト地震情報の実用化に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)は、ナウキャスト地震情報の具体的な活用方策及びこれに関するその他必要な事項について議論・検討を行う。当面の検討は東海地域を対象の中心とするが、検討の進捗を踏まえ順次対象地域を拡大していくこととする。

(他委員会との連携)

第 2 条 ナウキャスト地震情報提供に当たっての処理手法に係る技術的検討については、気象庁が主催する「ナウキャスト地震情報検討委員会」において行う。両委員会は各々の成果を活用し、連携して検討を進める。

(座 長)

第 3 条 委員会に座長を置く。

(構 成)

第 4 条 委員会の構成は別紙のとおりとする。

(座長代理)

第 5 条 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する副座長がその職務を代理する。

(参考人の招聘)

第 6 条 座長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の成果のとりまとめや円滑な運営を図るため、内閣府、消防庁、国土交通省、及び気象庁が共同して事務局の運営を行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるものの外、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 3 月 6 日から施行する。

(改正案)

「緊急地震速報の実用化に関する検討委員会」運営要領

(目的)

第1条 「緊急地震速報の実用化に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)は、緊急地震速報の具体的な活用方策及びこれに関するその他必要な事項について議論・検討を行う。

(他委員会との連携)

第2条 緊急地震速報提供に当たっての処理手法に係る技術的検討については、気象庁が主催する「緊急地震速報検討委員会」において行う。両委員会は各々の成果を活用し、連携して検討を進める。

(座長)

第3条 委員会に座長を置く。

(構成)

第4条 委員会の構成は別紙のとおりとする。

(座長代理)

第5条 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する副座長がその職務を代理する。

(参考人の招聘)

第6条 座長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の成果のとりまとめや円滑な運営を図るため、内閣府、消防庁、国土交通省、及び気象庁が共同して事務局の運営を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの外、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年3月6日から施行する。

(平成18年3月23日一部改正)